

# 排水設備調書 (新設、増設、改築)

※検査立会者

責任技術者  
※瀬戸市に登録済みの責任技術者の押印

計画確認	課長	主幹	補課佐長	※新たに下水道を使用する場合：新設 今まで下水道を使用していた場合：増設or改築	係長	係	審判員	検査員
しゅん工確認	課長	主幹	補課佐長	係長				

設置場所	瀬戸市 ※他の申請書類の住所とあわせる		
区分	住所	氏名	電話番号
申請者	※・他の申請書類のとあわせる		
義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者、義務者、使用者が同じ場合でもそれぞれ記入する</li> <li>・日付や氏名及び住所等修正テープは使用しない</li> </ul>		
※土地の所有者 使用者			

<p style="text-align: center; border: 1px solid blue; padding: 5px;">附近見取図 (設置場所の町名を記載すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この見取図で現地到着できるよう目印となる建物等記入する原則、住宅地図を使用し、インターネット地図は使用しない(住宅地図がない場合は要相談)</li> <li>・町名がわかるよう記入する</li> <li>・申請地は赤枠で囲い、中央になるようにする</li> </ul>	<p>※受付 第 年 月 日 号</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">設計日 年 月 日 ※計画図面を作成した日</p> <p>※審査 年 月 日</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">着手予定日 年 月 日 使用開始日 年 月 日 ※排水設備計画確認書の日付とあわせる</p> <p>※検査 年 月 日</p>
--	---

※完了届提出から7日以内に検査を受ける  
注意：完了届提出は工事完了より7日以内

	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">量水器口径</p> <p>※・集合住宅は別紙で一覧表作成 ・水道メーター未設置の場合鉛筆にて"未定"と記載</p>
--	---

<p style="text-align: center; border: 1px solid blue; padding: 5px;">取付管取付桝断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本管の管種及び口径、取付管の管種及び口径を記載する</li> <li>・本管土被り、官民境界での土被り、本管出幅、最終桝出幅等を記載する(最終桝の出幅は、裏面の平面図と同じことを確認する)</li> <li>・寸法が未確定の場合、"施工後記入"と鉛筆にて記載する(最終桝の出幅は記載する)</li> <li>・取付管が2箇所以上ある場合は別紙に記載する</li> </ul>	<p>家区分 既存・新築・改築・増築</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">トイレ区分</p> <p>合併単独 浄化槽・くみ取り ※対象外の場合は二重線で消す</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">改見積額</p> <p>金 万円 ※浄化槽、くみ取りからの改造費</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">取付管用</p> <p>既設・新設 ※取付管がすでにある場合：既設 取付管を新たに設置する場合：新設</p> <p>※メーター 既設・新設 m<sup>3</sup></p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">くみ取り業者名</p> <p>※未決定的場合 鉛筆にて"未定"と記載</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">くみ取り日 年 月 日</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">既設排水設備の利用</p> <p>有 ・ 無</p>
--	---

※有の場合はチェックリスト提出  
(最終桝のみ既設でも提出する)

指定工事店名

瀬戸市に登録した指定工事店名  
営業所、支店名まで記載

※印は記入しないでください。

瀬戸市

## 排水設備平面図

### 主な記載事項

- ・建物の宅内の既設及び新設の管(汚水、雨水)、や桧(汚水、雨水)
- ・新設の管、桧は実線、既設の管、桧は破線で表記する
- ・それぞれの管の延長、口径及び桧の口径、深さ等
- ・最終桧のオフセット(隣地境界または構造物等からの距離)、出幅
- ・ガーデンパン、給湯器等の位置

### 注意事項

- ・排水管(汚水管、雨水管)の延長は管径の120倍を超えないこと  
→排水管の管径が100mmなら12mを超えないこと
- ・排水管の土被りは20cm以上確保する
- ・排水管の勾配は基本的に1/50以上とれるよう設計する
- ・浄化槽の排水管口が側溝に残る場合、モルタルでふさぐ等の処理を必ず行う
- ・ガーデンパンからの排水は基本汚水に接続(Φ300以上の桧を経由する場合は雨水へも接続可)
- ・給湯器、受水槽等のドレン排水は汚水、雨水どちらにも接続可
- ・雨水桧に、浸透桧は使用しないこと
- ・寸法の引き出し線は、排水管等と平行に記載する
- ・その他、わからないことが出てきた場合は事前に必ず瀬戸市の担当者に相談する
- ・申請時に提出した図面で施工ができず、変更する必要がある場合も瀬戸市の担当者に連絡すること
- ・工事は必ず審査を終えた後に着手する

### その他

- ・申請時の図面は修正できる状態で審査を受けること  
(ホッチキス等で仮留めし、審査後、指示を受けた場合に修正できるように)
- ・完了時は台帳に直接印刷または印刷図面を貼り付けること

※完了届等の書類は、工事完了後7日以内に提出し、責任技術者立会いのもと検査を行います